

8 山北保環第 2 1 6 号
令和 8 年 3 月 2 4 日

株式会社ソーデン社
代表取締役 山元 隆 様

京都府山城北保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第 15 条第 1 項の規定により通知します。

なお、同条例第 3 条第 2 項の規定により、同条例第 3 条第 1 項に規定する申請等を行わず、この通知を受けた日から 2 年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的
量販店から受託した家電製品宅配設置作業に伴い発生する、廃家電製品・建設系廃棄物の一時保管を行うため
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
宇治市槇島町十一 1 6 7 番 1 ほか 1 筆
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
積替保管
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び特定家庭用機器廃棄物を含む。）
- 4 事業計画書提出年月日
令和 7 年 1 0 月 1 5 日

担当 山城北保健所 環境課 東川
電話 0774-21-2913
E-mail t-higashikawa34@pref.kyoto.lg.jp